



全建事発第28号
平成25年6月24日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 押田 彰
[公印省略]

平成25年度建設工事施工統計調査（平成24年度実績）への協力依頼について

平素は、本会の事業活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記調査は、我が国における1年間の建設活動の実態等、工事の状況を明らかにすることを目的とした調査であり、統計法に基づく基幹統計調査として実施されています。また、本年度についても7月1日を調査日として、国土交通大臣から指定を受けた各建設業者の方に都道府県を通じて実施されます。

なお、本調査結果は我が国の経済政策、財政政策、建設行政等の基礎資料として幅広く利用され、政府機関ばかりでなく、民間企業、学会からも大きく注目されています。

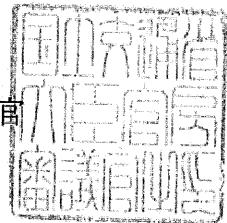
しかしながら、近年、本統計調査の回収率が低下傾向にあり、このまま低下傾向が続くと調査の精度に影響が及ぶことが危惧される状況にあることから、貴会会員に本調査の趣旨をご理解賜り、調査にご協力を頂きたくお願い申し上げます。



国総情建第57号
平成25年6月17日

一般社団法人全国建設業協会 会長 殿

国土交通省大臣官房審議官
(情報政策担当)



平成25年度建設工事施工統計調査（平成24年度実績）への協力依頼について

貴協会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「建設工事施工統計調査」については、本年度も7月1日を調査日として、国土交通大臣から指定を受けた各建設業者の皆様に、都道府県を通じ依頼させていただくこととなりました。

これらの統計調査は、我が国における1年間の建設活動の実態等、工事の状況を明らかにすることを目的とした調査であり、統計法に基づく基幹統計調査として実施されます。

また、その調査結果は我が国の経済政策、財政政策、建設行政等の基礎資料として幅広く利用され、政府機関ばかりでなく、民間企業、学会からも大きく注目されています。特に、建設業を取り巻く環境が非常に厳しいものとなっている現在、建設業界の置かれている状況等を客観的なデータとして公表することの意味は、極めて大きいと考えます。

しかしながら、近年、本統計調査の回収率が低下傾向にあり、このまま低下傾向が続ければ、調査の精度に影響が及ぶことも危惧される状況にあります。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本統計調査の趣旨につき改めてご理解を賜り、円滑な調査実施のため、今一度格段のご配慮を賜りますとともに、貴協会会員の方々へご周知いただけますよう、お願い申し上げます。

建設工事施工統計調査の概要

1. 調査の目的

建設工事施工統計調査は、建設業者が1年間に施工した建設工事の完工工事高等を調査し、建設業の実態・建設活動の内容を明らかにすることによって、経済政策、建設行政等に資することを目的とする。

2. 調査の対象

建設業の許可を受けた建設業者（約48万業者）のうち国土交通大臣の指定した建設業者（約11万業者）が施工した建設工事等について調査を行う。

大臣許可（個人・法人）及び直営事業所等	全 数
知事許可	
・資本金（出資金）3,000万円以上の法人	全 数
・「舗装」、「板金」及び「さく井」の許可を有する者	全 数
・個人及び資本金（出資金）3,000万円未満の法人	1/3～1/106

3. 調査事項

- ①建設業者名及び許可番号
- ②主たる営業所の所在地
- ③経営組織
- ④資本金又は出資金
- ⑤業態別工事種類
- ⑥就業者数
- ⑦国内建設工事の年間完工工事高
- ⑧国内建設工事の年間受注高
- ⑨有形固定資産
- ⑩兼業売上高
- ⑪建設業の付加価値額及び原価等

4. 調査の時期

- ①調査期日 每年7月1日
- ②調査対象期間

決算期終了の日が3月31日である建設業者にあっては毎年3月31日現在、その他の建設業者にあっては毎年3月31日前の直近の決算期終了の日現在

5. 調査の方法

毎年7月31日までに都道府県知事に申告。都道府県知事は、同年8月31日までに提出された調査票を整理審査し、国土交通大臣に提出。

6. 調査の結果

調査結果の数値は、提出された調査票のデータに、各調査対象業者の抽出率に応じて、その逆数を乗じ、母集団である全建設業者の値に復元した値である。そのため、四捨五入の関係で、計数には不整合が生じる箇所がある。

7. 公表

3月末にホームページ及び印刷物により公表